

## 桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱

平成16年12月6日

告示第125号

改正 平成20年5月15日告示第114号

### (目的)

第1条 市内の違反広告物を追放するために、桑名市違反広告物追放推進団体（以下「推進団体」という。）を認定し、桑名市違反広告物追放推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、地域住民と市が一体となって市内に無秩序に掲出された違反広告物（はり紙、はり札及び立て看板）の追放を推進し、都市景観の保持及び向上を図ることを目的とする。

### (推進団体の認定)

第2条 市長は、違反広告物の除却及びその追放に向けた活動を行うことが適当と認める団体を推進団体に認定することができる。

- 2 推進団体の認定を受けようとする団体は、次条に規定する推進員になろうとする者2人以上をその構成員とする団体でなければならない。
- 3 推進団体は、違反広告物追放推進団体認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、認定を受けなければならない。
- 4 申請書には、次の各号に掲げる図書等を添付しなければならない。
  - (1) 推進員になろうとする者の名簿（様式第2号）
  - (2) 除却活動計画書（様式第3号）
  - (3) 推進活動地域及び一時保管場所を示す位置図
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 5 市長は、推進団体の認定をしたときは、違反広告物追放推進団体認定書（様式第4号）を代表者に交付する。
- 6 推進団体の認定期間は、2年間とする。ただし、必要と認める場合には、更新することができる。
- 7 推進団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出しなければならない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、認定の更新について準用する。
- 9 推進団体が申請書及び添付書類の内容を変更するときは、違反広告物追放推進団体変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 10 推進団体が解散又はその活動を中止するときは、違反広告物追放推進団体廃止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 11 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
  - (1) 推進員が2人未満になったとき。
  - (2) 推進団体としてふさわしくないと認める行為があったとき、その他推進団体として適当でなくなったと認めるとき。

### (推進員の委嘱等)

第3条 市長は、前条第4項第1号の名簿に登載されたものを推進員として委嘱し、身分証明書（様式第7号）を交付する。

- 2 推進員は、市内に在住又は在勤の18歳以上の者で、市長が行う違反広告物の追放に関する講習を受講したものとする。
- 3 推進員の任期は、推進団体の認定期間とする。
- 4 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員を解嘱することができる。
  - (1) 推進員本人から申出があったとき。
  - (2) 推進団体に所属しなくなったとき。
  - (3) 推進員として適当でないと認める行為があったとき。

### (権限の委任等)

第4条 市長は、推進員に対し屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第3項及び第4項に定めるはり紙、はり札及び立て看板の簡易除却措置（以下「簡易除却」という。）を行う権限を委任する。

- 2 推進員が行う簡易除却は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 推進団体の除却活動計画書に示された簡易除却
  - (2) やむを得ない事情により、事前に推進団体の代表者が市長に連絡し、承認を得た日時及び場所で行う簡易除却  
(推進員等の義務)

第5条 推進員は、前条に規定する権限を行使するときは、次の各号の定めを守らなければならない。

- (1) 必ず推進員2人以上で行うこと。
  - (2) 身分証明書を携帯すること。
  - (3) 関係法令及びこの告示に従うとともに、市長の指示に従うこと。
- 2 推進員は、違反広告物を掲出した者と争いを生ずるなど問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、直ちに市長に連絡しなければならない。
  - 3 推進団体は、違反広告物追放運動を推進するため、市長に協力して活動するものとする。
  - 4 推進団体は、推進員を監督指導し、推進員が簡易除却を行ったときは、速やかに違反広告物簡易除却報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。  
(推進員の活動の細目)

第6条 この告示に定めるもののほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年12月6日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱（平成15年桑名市告示第49号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年5月15日告示第114号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に改正前の桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱第3条の規定により交付された身分証明書は、当該身分証明書の有効期限の満了する日までの間は、改正後の桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱第3条の規定により交付された身分証明書とみなす。

様式第1号(第2条関係)

違反広告物追放推進団体認定申請書

新規	番	
更新	号	
年 月 日		
(あて先)桑名市長		
(申請者)		
団体名		
代表者氏名		
代表者住所		
電 話( ) —		
⑩		
桑名市違反広告物追放登録員等設置要綱第2条 第3項 第7項 の規定に基づき、下記のとおり桑名市違反広告物追放推進団体としての 認 定 申請します。		
認 定 の 更 新		
記		
1 除却活動地域		
2 構成員数		
3 添付書類		
① 推進員になろうとする者の名簿		
② 除却活動計画書		
③ 除却活動地域及び一時保管場所を示す位置図		



様式第3号(第2条関係)

除却活動計画書

団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者	氏 名	
	連 絡 先	
主 な 活 動 予 定 日		
活 動 地 域 の 状 況		
活 動 方 法		
除却物の一時保管場所		

様式第4号(第2条関係)

違反広告物追放推進団体認定書

認定番号

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

桑名市長

印

桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり桑名市違反広告物追放推進団体として認定します。

記

1 除却活動地域

2 構成員数

3 除却物の一時保管場所

4 認定期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

様式第5号(第2条関係)

違反広告物追放推進団体変更届

受付番号

年 月 日

(あて先)桑名市長

(申請者)

団 体 名

代表者氏名



代表者住所

電 話( ) —

桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱第2条第9項の規定に基づき、下記のとおり桑名市違反広告物追放推進団体の変更を届出します。

記

1 変更箇所

2 変更理由

様式第6号(第2条関係)

違反広告物追放推進団体廃止届

受付番号

年 月 日

(あて先)桑名市長

(申請者)

団体名

代表者氏名



代表者住所

電 話( ) ー

桑名市違反広告物追放推進員等設置要綱第2条第10項の規定に基づき、下記のとおり桑名市違反広告物追放推進団体の廃止を届出します。

記

- 1 廃止理由
- 2 認定番号
- 3 除却活動地域
- 4 構成員数



様式第7号(第3条関係)

(表)

				No.
身 分 証 明 書				
住 所				
氏 名				
生年月日	年	月	日	
上記の者は、桑名市違反広告物追放推進員であることを証明します。				
	年	月	日	
			桑名市長	印
有効期限	年	月	日 から	年 月 日 まで

(裏)

注 意 事 項	
1 事故やけがないように、交通安全等に心がけてください。	
2 除却活動中に事故やトラブル等があったときは、現場での処理を行わず、速やかに桑名市に連絡してください。	
3 除却活動を実施するときは、身分証明書を携帯してください。	
4 桑名市違反広告物追放推進員でなくなったときは、速やかに身分証明書を桑名市に返却してください。	



